

枚方市教育委員会規則第1号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例（令和5年枚方市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(委員の数等)

第3条 委員のうち次の各号に掲げるものの数は、当該各号に定める数以内とする。

- (1) 条例第4条第2項第1号に掲げる者のうちから任命された委員 1人
- (2) 条例第4条第2項第2号に掲げる者のうちから任命された委員 4人
- (3) 条例第4条第2項第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員 2人

2 前項第1号に掲げる委員は、指導主事でなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 [令和5年3月31日公布]

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の廃止)

2 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（昭和54年枚方市教育委員会規則第12号）は、廃止する。